

議 案 第 1 0 6 号

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和8年9月9日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例（平成１７年磐田市条例第２２８号）の一部を次のように改正する。

別表中

分娩介助料	１回	１００， ０００円	(1) 午前６時以後午前８時１５分前まで及び午後５時以後午後１０時前までの時間については、１１０，０００円とする。 (2) 午後１０時以後翌日の午前６時前までの時間及び休診日については、１２０，０００円とする。 (3) 双生児等の場合は、１児を増すごとに左記金額の２分の１の額を加算する。	を
-------	----	--------------	---	---

分娩介助料	１回	１９０， ０００円	(1) 午前６時以後午前８時１５分前まで及び午後５時以後午後１０時前までの時間については、２００，０００円とする。 (2) 午後１０時以後翌日の午前６時前までの時間及び休診日については、２１０，０００円とする。 (3) 双生児等の場合は、１児を増すごとに左記金額の２分の１の額を加算する。	に、
-------	----	--------------	---	----

自動車損害賠償責任保険診療料		保険 点数	1 点につ き 2 0 円	
自費診療料。ただし、日本の健康保険を有していない者を除く。			1 点につ き 1 0 円	左欄により算定した額に 1 . 1 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。
助産に係る資産の譲渡等				
分娩に係るもの			1 点につ き 1 5 円	左欄により算定した額に 1 0 円未満の端数があるときは切り捨てる。
自費診療料。ただし、日本の健康保険を有していない者に限る。			1 点につ き 2 0 円	左欄により算定した額に 1 . 1 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。

を

「

自動車損害賠償責任保険診療料		保険 点数	1 点につ き 2 0 円	
自費診療料 （日本の健康保険を有している者）	通常のもの	保険 点数	1 点につ き 1 0 円	左欄により算定した額に 1 . 1 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。
	助産に係る資産の譲渡等	保険 点数	1 点につ き 1 0 円	
	分娩に係るもの	保険 点数	1 点につ	

に

	るもの	点数	き 1 0 円	
	自費診療料（日本の健康保険を有していない者）	保険 点数	1 点につき 2 0 円	左欄により算定した額に 1 . 1 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 1 1 月 1 日以後の出産に係る分娩介助料及び医療の自費診療料について適用し、同日前の出産に係る分娩介助料及び医療の自費診療料は、なお従前の例による。

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
略				略			
分娩介助料	1回	<u>100,000円</u>	(1) 午前6時以後午前8時15分前まで及び午後5時以後午後10時前までの時間については、<u>110,000円</u>とする。 (2) 午後10時以後翌日の午前6時前までの時間及び休診日については、<u>120,000円</u>とする。 (3) 双生児等の場合は、1児を増すごとに左記金額の2分の1の額を加算する。	分娩介助料	1回	<u>190,000円</u>	(1) 午前6時以後午前8時15分前まで及び午後5時以後午後10時前までの時間については、<u>200,000円</u>とする。 (2) 午後10時以後翌日の午前6時前までの時間及び休診日については、<u>210,000円</u>とする。 (3) 双生児等の場合は、1児を増すごとに左記金額の2分の1の額を加算する。
略				略			
自動車損害賠償責任保険診療料	保険点数	<u>1点につき20円</u>		自動車損害賠償責任保険診療料	保険点数	<u>1点につき20円</u>	
自費診療料。ただし、日本の健康保険を有していない者を除く。		<u>1点につき10円</u>	左欄により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。	自費診療料（日本の健康保険を有している者）	通常のもの	<u>1点につき10円</u>	左欄により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。
助産に係る資産の譲渡等				助産に係る資産の譲渡等		<u>1点につき10円</u>	
分娩に係るもの		<u>1点につき15円</u>	左欄により算定した額に10円未満の端数があるときは切	分娩に係るもの		<u>1点につき</u>	

現行					改正案				
				<u>り捨てる。</u>		<u>係るもの</u>	<u>点数</u>	<u>10円</u>	
<u>自費診療料。ただし、日本の健康保険を有していない者に限る。</u>			<u>1点につき20円</u>	<u>左欄により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。</u>	<u>自費診療料（日本の健康保険を有していない者）</u>		<u>保険点数</u>	<u>1点につき20円</u>	<u>左欄により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。</u>

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部改正について

自費診療料(分娩に係るもの)及び分娩介助料の改正

1 概 要

令和8年度診療報酬改定による妊産婦さんの負担額を減らすため、分娩に係る自費診療料を見直します。また、併せて人件費や物価高騰による医療提供コストの増加へ対応するため、分娩介助料を見直します。

(1) 診療報酬改定による妊産婦さんの負担額抑制

正常分娩に係る保険点数の1点あたりの単価を引き下げる。

(2) 医療提供コストの増加への対応

帝王切開及び正常分娩の分娩介助料を現状の人件費や物価を踏まえた価格に引き上げる。

2 改正内容

区分	単位	改正前	改正後
自費診療料(分娩に係るもの)	保険点数	1点につき15円	1点につき10円
分娩介助料	1回	100,000円	190,000円
分娩介助料 (6:00~8:14、17:00~21:59)	1回	110,000円	200,000円
分娩介助料 (22:00~翌5:59及び休日)	1回	120,000円	210,000円

3 影 響 等

(1) 対象者数

出産の入院患者全て(約400件/年、うち正常分娩280件、帝王切開120件)

(2) 見直しによる効果

- ・自費診療料を1点15円から10円へと見直すことで正常分娩の産婦の本人負担額を1件あたり74,000円軽減する。
- ・分娩介助料を現在の人件費等に見合った医師、助産師、看護師等の技術料の19万円へと見直すことで費用の適正化を図る。
- ・分娩介助料の適正化により帝王切開の患者負担額は上がるが、出産一時金で賄うことができる範囲である。
- ・正常分娩の収益は下がるが、帝王切開の収益が上がることにより、病院収益が確保できる。(今年度の予算への影響はなし)

4 今後の対応

病院ホームページで周知し、令和8年11月1日施行予定